

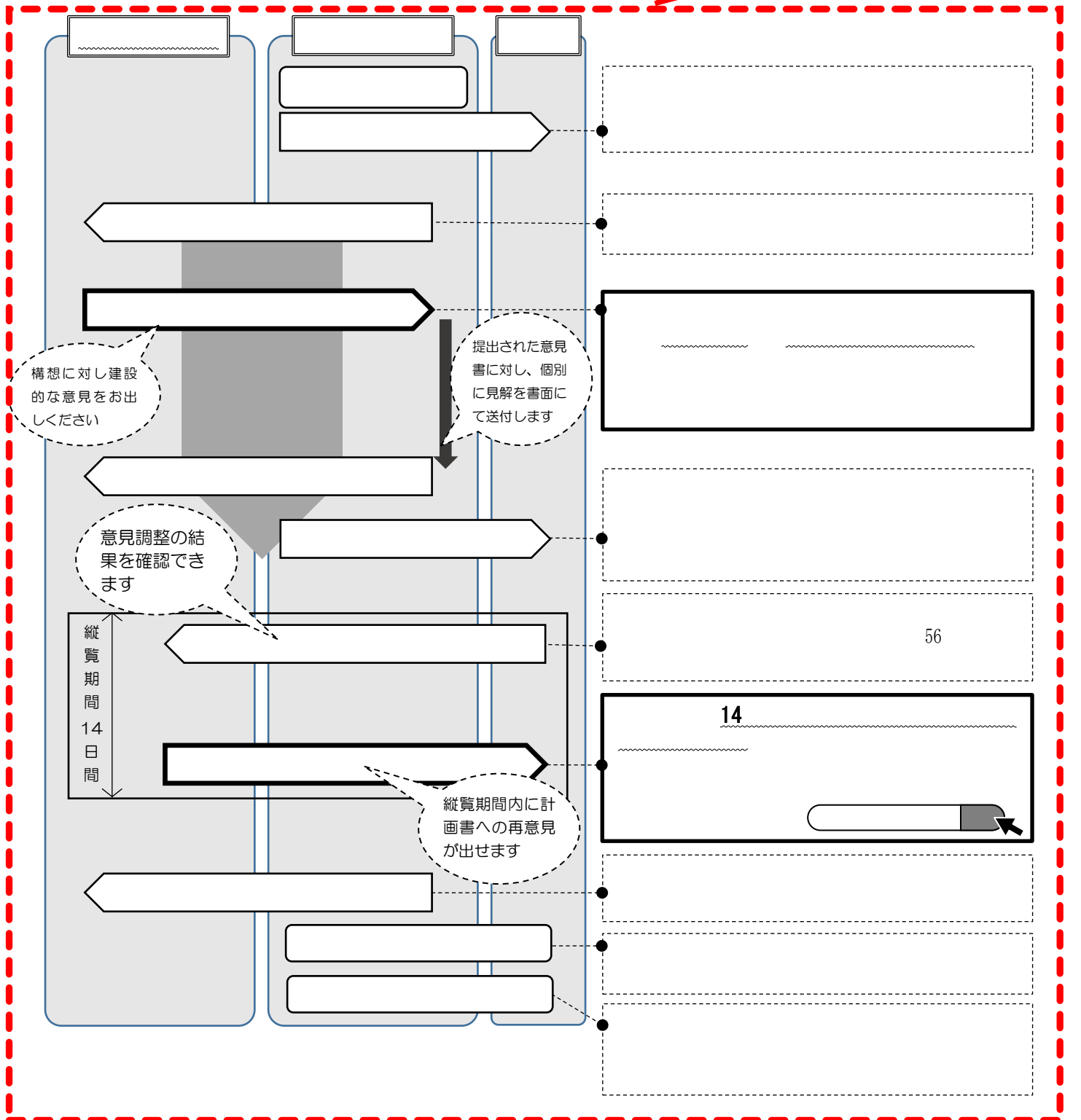
開発事業の構想に関する

市民の皆さんへ

横浜市内で、開発行為、大規模な共同住宅の調整等に関する条例で、次のような手続きを定めています。

を行う場合、横浜市開発事業

条例手続きの流れ



条例上の説明範囲・説明方法について

説明範囲 (地域住民の皆さん)	開発事業区域から 50m 範囲内の土地所有者、建物所有者、建物占有者
説明方法	説明会の開催

意見書の提出

本資料を事前配布する際に、最終の説明会開催日（条例上は2回以上の開催を規定）の翌日から5日後の日付を予め記入してください。

例) 最終の説明会開催が4月15日であった場合は、翌日から5日後のため4月20日(月)となります。

※計画内容については下記の開発事業の

意見書の提出期限

次の期日までに開発事業の構想に対する意見を記載した意見書を開発事業者に提出することができます。(最終の説明会開催日の翌日から5日間)

令和 2 年 4 月 20 日 (月) 消印有効

開発事業の構想に関する説明者

(氏名)

株式会社〇〇建設 横浜 太郎

説明会開催時に説明者を行った方の氏名を記入してください。

(連絡先)

〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

説明を受けた住民の方の窓口になりますので、連絡の取りやすい電話番号を記入してください。

横浜市の所管課・お問合せ先について

※手

手続き中の窓口にチェックを入れてください。

れば、次のチェック欄が付いている部署までお問い合わせください。

	担当課	エリア別	電話番号
<input checked="" type="checkbox"/>	建築局 宅地審査課	北部 (緑・青葉・都筑)	045-671-4528
<input type="checkbox"/>	〃	西部 (南・保土ヶ谷・旭・瀬谷・泉)	045-671-4521
<input type="checkbox"/>	〃	南部 (港南・磯子・金沢・戸塚・栄)	045-671-4522
<input type="checkbox"/>	〃	東部 (鶴見・神奈川・西・中・港北)	045-671-4522
<input type="checkbox"/>	建築局 調整区域課	調整区域全域	045-671-2350
<input type="checkbox"/>	建築局 情報相談課	市域全域 (開発行為とならない 大規模な共同住宅の建築)	045-671-2350

調整区域課は別途チェックをお願いします。